

令和5年度職員警戒体制時動員計画(風水害時)

(改定案)

【審1-1】

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
総務部		2 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監	2 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総合政策部副部長 (総括)	10 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事 (契約検査担当) 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 草津未来研究所副所長 総務部副部長 (総括) 総務部副部長 (税務担当) 総務部主監		部長 副部長 本部長 " " " " " " " " " " " "
総括班 (危機管理課) (職員課)	6 危機管理課長 (5)	6 危機管理課長 (5)	6 危機管理課長 (5)	全職員 出動	全 職 員 出 動	班長 副班長
初動特別支援要員	※気象状況により、避難所を開設する際、必要に応じて参集する場合がある。					
情報収集班 (企画調整課) (男女共同参画センター) (経営戦略課(行政経営係)) (草津未来研究所)		11 企画調整課長 (10)	全職員 出動	班長 副班長 (班員) "		
情報機器復旧班 (経営戦略課(DX戦略係))		2 経営戦略課長 (1)	全職員 出動	班長		
広報渉外班 (広報課) (契約検査課) (秘書課)	2 広報課長 (1)	8 広報課長 秘書課長 (6)	全職員 出動	班長 副班長 (班員)		
支援要請班 (総務課)		4 総務課長 (3)	全職員 出動	班長		
財務班 (財政課)		1 財政課長	3 財政課長 (2)	班長		
調査班 (税務課) (納税課)		2 税務課長 納税課長	8 税務課長 納税課長 (6)	班長 副班長		

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
避難対策部		4 まちづくり協働部長 教育部長 子ども未来部長 教育部理事 (学校教育担当)	9 まちづくり協働部長 教育部長 子ども未来部長 教育部理事 (学校教育担当) 総合政策部副部長 (人権政策担当) まちづくり協働部副部長 (総括) 子ども未来部副部長 (総括) 教育部副部長 (総括) 教育部副部長 (スポーツ担当) 教育部副部長 (学校教育担当) 教育部副部長 (図書館担当)	11 まちづくり協働部長 教育部長 子ども未来部長 教育部理事 (学校教育担当) 総合政策部副部長 (人権政策担当) まちづくり協働部副部長 (総括) 子ども未来部副部長 (総括) 教育部副部長 (総括) 教育部副部長 (スポーツ担当) 教育部副部長 (学校教育担当) 教育部副部長 (図書館担当)		部長 副部長 本部長 " 部員 " 連絡員 " " " " " "
避難所班		4 まちづくり協働課長 教育総務課長 人権政策課長 幼児課長	38 まちづくり協働課長 教育総務課長 人権政策課長 幼児課長	全職員出動	全職員出動	班長 副班長 副班長 副班長 (班員) " " " " " " " " " " " " " " " " "
捜索班			2 生活安心課長 市民課長	全職員出動		班長 副班長
学校対策班			2 学校教育課長 歴史文化財課長	6 学校教育課長 歴史文化財課長		班長 副班長 (班員) " "
前線基地班員		※気象状況により、避難所を開設する際、必要に応じて参集する場合がある。				

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
救援部		1 健康福祉部長	3 健康福祉部長	7 健康福祉部長 子ども未来部長(兼務) 健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当)	全職員出動	部長 副部長 本部長 本部長 " " " "
	救援班 (健康福祉政策課) (保険年金課) (生活支援課) (人とくらしのサポートセンター)		1 健康福祉政策課長	4 健康福祉政策課長 保険年金課長 (2)		班長 副班長 (班員) "
	救護班 (健康増進課) (人とくらしのサポートセンター) (子育て相談センター)		2 健康増進課長	5 健康増進課長 (4)		班長 副班長 (班員)
	要支援者支援班 (長寿いきがい課) (障害福祉課) (介護保険課) (発達支援センター)	4 長寿いきがい課長	7 長寿いきがい課長 障害福祉課長	20 長寿いきがい課長 障害福祉課長		班長 副班長 (班員) "
		(3)	(5)	(18)		
物資衛生部		1 環境経済部長	2 環境経済部長 環境経済部副部長 (総括)	4 環境経済部長 環境経済部副部長 (総括) 環境経済部副部長 (気候変動対策・資源循環担当) 会計管理者	全職員出動	部長 本部長 " " " "
	物資調達班 (商工観光労政課) (会計課)		全職員出動	全職員出動		班長 副班長
	衛生班 (資源循環推進課) (環境政策課) (温暖化対策室) (クリーンセンター)		10 資源循環推進課長 環境政策課長 (8)	全職員出動		班長 副班長 (班員) "

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
建設部		5 建設部長 都市計画部長 技監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当)	9 建設部長 都市計画部長 技監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (国県事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 農業委員会事務局長	9 建設部長 都市計画部長 技監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (国県事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 農業委員会事務局長	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;"> <h1 style="writing-mode: vertical-rl; margin: 0;">全職員出動</h1> </div>	部長 副部長 本部長 " " " " 本部長 " " " "
道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)	<b style="color: red;">水防体制動員基準に加え、必要に応じて動員		全職員出動			班長 副班長 (班員)
河川班 (河川課) (草津川跡地整備課) (都市地域戦略課) (プール整備事業推進室)			全職員出動			班長 副班長 (班員) "
仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)			全職員出動			班長 副班長 (班員) " " " "
経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)			全職員出動			班長 副班長

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
上下水道部		1 上下水道部長	3 上下水道部長 上下水道部副部長 (総括) 上下水道部副部長 (浄水担当)	3 上下水道部長 上下水道部副部長 (総括) 上下水道部副部長 (浄水担当)	全職員出動	部長 本連絡員 "
	上下水道総務班 (上下水道総務課)		2 上下水道総務課長 (1)	全職員出動		班長
	給水班 (給排水課) (上下水道総務課)		2 給排水課長 (1)			班長 (班員)
	上下水道班 (上下水道施設課)		3 上下水道施設課長 (2)			班長
	浄水場班 (北山田浄水場) (ロクハ浄水場)		4 北山田浄水場長 ロクハ浄水場長 2(北山田1+ロクハ1)			6 北山田浄水場長 ロクハ浄水場長 4(北山田2+ロクハ2)
議会部		1 議会事務局長	1 議会事務局長	3 議会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局次長	全職員出動	部長 本連絡員 "
	議会班 (議事庶務課) (監査委員事務局)			1 議事庶務課長		班長 副班長
消防部	常備消防の配備体制	常備消防の配備体制	常備消防の配備体制			本部員 " " 本連絡員 "

※参考 風水害時の配備体制改正案(草津市地域防災計画風水害編より抜粋)

配備区分	配備内容	配備時期
警戒1号体制	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行う体制とする。	次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。 台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪警報
警戒2号体制	災害関係部課の職員で情報連絡活動が行う体制とする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。 台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報
災害警戒本部	配備を強化し、災害対策本部の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報
災害対策本部	災害に対する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する体制 市が全力をあげて防災活動を実施する体制	(7) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、市長が必要と認めるとき。 (4) 気象業務法に基づく特別警報が発せられ、市長が必要と認めるとき。 (9) 気象業務法に基づく暴風、大雨、または洪水、その他の警報が近江南部に発せられ、市長が必要と認めるとき。 (1) 市域または近辺に火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めるとき。

※避難所の従事者については、「風水害時における避難所動員方針」に基づき、平常の勤務体制において水防体制に動員される所属を除き、各部から動員を行い、避難所での従事期間は、避難対策部が伝達する指示・命令に従うものとする。

なお、配備人員基準はおおむねであることから、状況により、待機または追加の動員を行うことがある。